

青森県報

第八百六十八号

令和七年
一月二十七日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公 告

○大規模小売店舗の廃止の届出……………(地域企業支援課) ……二

○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……三

○右 ……(同) ……三

○右 ……(上北地域県民局) ……四

○右 ……(同) ……四

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第一号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九号様式の表中「又は連年事業年度」、「又は個別課税法人税額」及び「又は個人控除額等所得税額等田賦額」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の青森県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正(決定)書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第二十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者 類	居宅サービス の種	居宅サービス事業を行う 所	指 年 月 日 定
--------------------------	------------------	--------------	------------------	-----------------------

青森県告示第二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームひばりの	三戸郡五戸町字苗代沢三の六五	令和七・四・一
----------	--------------------	-------------	-------------	----------------	---------

株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵一八六五	介護予防施設特定施設入居者生活介護	名称又は氏名	介護予防サービス事業所	令和七・四・一
			主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービス事業所	
			名称	所在地	指定年月日
			有料老人ホームひばりの	三戸郡五戸町字苗代沢三の六五	令和七・四・一

青森県告示第三十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分

三戸郡階上町大字道仏字神山九の二二下道 徳治	階上区域 階上漁業協同組合の地区	総トン数十トン未滿の漁船により行なう漁業であつて、昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の二の表に掲げる漁業以外の漁業
------------------------	---------------------	---

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社かさい家具センター
弘前市土手町一六一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社かさい
弘前市田町一丁目一の六
代表取締役 葛西紘一
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後

一、一〇〇平方メートル
〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和五年十一月三十日

五 届出年月日

令和七年一月十三日

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域における臨港地区に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

八戸市豊洲の一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

令和七年一月二十八日から同年二月十日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 森建築

二 氏名 森正太

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上四の七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第七六六〇号

五 取消年月日 令和六年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月二十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 木村建設

二 氏名 木村正俊

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字大蛇長根五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第三〇〇四〇四号

五 取消年月日 令和六年十一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社原燃環境

二 代表者の氏名 山崎龍之祐

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二七一

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第五〇〇六三三号

五 取消年月日 令和六年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 六ヶ所エンジニアリング株式会社

二 代表者の氏名 附田妙子

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二二の二五八

四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第一一六五〇号

五 取消年月日 令和六年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社諏訪辺興業

二 代表者の氏名 中川馨

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の三七七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第八九六五号

五 取消年月日 令和六年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、屋根工事業、板金工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年九月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭